

## 松伏町内の建築物等における木造化、木質化等に関する方針

平成28年12月28日 町長決裁  
令和8年2月16日 改 正

### (目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日 知事決裁）に即して、木材利用推進方針を定めるものであり同条第2項に掲げる必要な事項を定め、松伏町内の建築物の県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (定義)

第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 「町有施設」とは、町が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条第2項に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (3) 「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (4) 「町施工土木工事」とは、町が事業主体となり施工する道路、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (5) 「木造化」とは、壁、柱、梁、けた、小屋組み等の町有施設の構造耐力上主要な部分の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の内装、外壁等に木材を用いることをいう。
- (7) 「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する町有施設及び町施工土木工事における県産木材の利用に努めるものとする。

2 町は、松伏町内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。

### (町有施設における木材の利用の目標)

第4 町有施設の建築に当たっては、次の各号のいずれかに掲げる施設を除き、地上2階建て以下かつ延べ面積3,000㎡以下の公共建築物及びこれに附属する工作物は、積極的に木造化を推進するものとする。なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

(1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設

(2) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木造化することが困難な施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、木造化することに困難な理由がある施設

2 町有施設の建築及び改修にあたっては、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、木造又は非木造にかかわらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を推進するものとする。

(1) 法令の規定等より、木材の使用ができない場合

(2) 施設の用途や保安、維持管理等の特殊性により、木質化することが困難な場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、木質化することに困難な理由がある場合

3 木造化及び木質化の実施に当たっては、原則として県産木材を使用する。

(町有施設の備品及び消耗品)

第5 町有施設において使用される机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品については、県産木材を使用した製品の積極的な利用に努めるものとする。

(町有施設の暖房器具等)

第6 町有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする機器の導入に努めるものとする。

(町施工土木工事等の木材利用)

第7 町施工土木工事及び町有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の使用に努めるものとする。

(木材関連業者等への要請)

第8 町は、国又は地方公共団体以外の者であって、公共建築物を整備する者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進に努めるよう要請するものとする。

(PR及び普及)

第9 町は、町有施設及び町施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について、町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

2 町有施設の管理者等は、多くの町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができるよう、関係する木造施設のPR及び普及啓発に努めるものとする。

(コスト縮減への留意)

第10 この方針の運用に当たっては、町有施設整備等のコストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第11 町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定について、事業者等から締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

2 町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する等、積極的な周知に努めるものとする。

附 則

この方針は令和8年2月16日から施行する。

別表 (木造化・木質化する町有施設)

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校</li><li>・福祉施設</li><li>・医療施設</li><li>・スポーツ・文化施設</li><li>・庁舎等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関ホール</li><li>・ロビー</li><li>・共用廊下</li><li>・主要な居室</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・軒(庇)、ピロティ等の雨よけがある外壁</li><li>・軒裏及びピロティの天井</li></ul>
工作物	公共建築物に附属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		